

第

1

章

人間と社会

利用者の尊厳を保持した自立支援の考え方と、信頼関係に基づいたコミュニケーションの基本を押さえましょう。「社会の理解」では、介護保険、医療保険、年金保険などの社会保険制度について整理しておきましょう。社会福祉法をはじめ、生活保護法、老人福祉法、障害者基本法など、高齢者や障害者の生活や福祉にかかわる法制度についても概要をまとめておきましょう。成年後見制度や日常生活自立支援事業など、利用者を保護する制度についても押さえておきましょう。

コミュニケーションの基本

【援助者の姿勢】

自己覚知:自分の考え方や言動の傾向を客観的に知る

積極的傾聴:相手の話にじっくり耳を傾けて聴く姿勢

- 誠実さ＝思っていることと言動に矛盾がないこと（自分自身にウソをつかない）
- 受容＝相手のありのままを無条件に受け入れること
- 共感的理解＝相手の立場に立って、感じ、理解し、それを示すこと

【コミュニケーションの基本】

ラポール（信頼関係）を構築すること

非言語的コミュニケーションを上手に活用すること

社会福祉法に基づく社会福祉事業と社会福祉法人

- 社会福祉事業には、第1種（おもに施設サービス、共同募金など）と第2種（おもに在宅サービス、福祉サービス利用援助事業など）がある
- 第1種社会福祉事業の経営主体は、**国、地方公共団体、社会福祉法人**が原則
- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、都道府県知事の認可と登記が必要
- 社会福祉法人は、公益事業と**収益事業**を行うことが可能
- 社会福祉事業経営者は、「**自らその提供する福祉サービスの質の評価を行う**」などの努力義務がある

介護保険制度における市町村と都道府県

	市町村	都道府県
実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1号被保険者の保険料の設定と徴収 ● 要介護認定と保険給付 ● 地域支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護情報サービスの公表 ● 介護支援専門員の登録等
事業者指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型（介護予防）サービス ● 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅（介護予防）サービス ● 施設サービス ● 居宅介護支援
設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護認定審査会 ● 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政安定化基金 ● 介護保険審査会

介護保険法に基づく地域支援事業

介護予防事業	2次予防事業、1次予防事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談・支援事業
	権利擁護事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
市町村の判断により実施する事業	要支援者に対して介護予防サービス（訪問介護、通所介護等）を実施する事業
	要支援者・2次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための事業
	要支援者（予防給付の対象とならない要支援者）に対するケアマネジメントの事業
任意事業	介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等

※介護予防・日常生活支援総合事業は、 内のすべてを総合的に実施する事業

CHECK !

社会保障関係費と社会保障給付費

- 社会保障関係費: 社会保障関連の財政支出
国の一般歳出の4割を超え、近年は約5割を占める
社会保障関係費の約7～8割が年金医療介護保険給付費
- 社会保障給付費: 社会保障制度に対して行われた給付
部門別では、年金が5割を超えて最大、次いで医療が3割超、残りが福祉その他
福祉その他に含まれる介護対策費用は、増加傾向にあり、7%程度
制度別では、社会保険のうちの年金保険が約5割、次いで医療保険が2割弱、介護保険は1割に満たないが増加傾向

日常生活自立支援事業

実施主体	都道府県・指定都市社会福祉協議会
対象	判断能力が不十分(認知症、知的障害、精神障害等) かつ 契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる
援助の内容	福祉サービスの利用援助 苦情解決制度の利用援助 日常生活上の消費契約および行政手続きに関する援助等 ● 日常的金銭管理 ● 定期的な訪問による生活変化の察知 専門員が策定する「支援計画」にしたがって、生活支援員が援助を実施
利用料	実施主体が設定する利用料を利用者が負担

POINT 人間の尊厳と自立

1

介護における尊厳の保持と自立支援について理解しよう

問題 1 自立のための支援とは、身体的自立を援助することであり、ADL(日常生活動作)の向上が目的である。

問題 2 介護従事者の心構えとして、利用者の意思を尊重し、見守り、支えていくことが大切である。

問題 3 利用者の価値観や生活習慣に基づいた支援をするために、利用者の生活歴を把握することも重要である。

問題 4 介護従事者は、自己研鑽に励み、援助に必要な知識や技術を意識的に使いこなすことが求められる。

問題 5 援助は「公平」が原則で、均一・平等の内容で行わなければならない。

問題 6 アドボカシーには、利用者の生活と権利を擁護するため、「声なき声」を聴き、機関や施設に反映することが含まれている。

問題 7 エンパワメント・アプローチとは、利用者の潜在能力や可能性の強化と環境の改善を含めた、主体的な問題解決を支援する援助方法である。

解答 1 自立支援の目的

身体的自立に限らず、精神的自立や**社会的自立**への支援も含まれます。ADLやIADL(手段の日常生活動作)の改善・維持・向上だけでなく、**QOLの向上**を目指します。

✕

解答 2 利用者本位の姿勢

介護従事者として、常に**利用者本位の姿勢**を心がけることが大切です。利用者が適切に自己決定できるよう情報を提供し、見守り、支えています。

○

解答 3 利用者の生活歴の把握

利用者の生活歴を知ること、**利用者の価値観や生活習慣を把握・理解**することができます。介護従事者のやり方や価値観を押しつけないためにも重要です。

○

解答 4 資質向上への努力

介護従事者は、専門的知識や技術の研鑽に励み、自己覚知に努め、人間性を高め、**常に安定した質の高い介護を提供**できるよう努めなければなりません。

○

解答 5 援助における「公平」の原則

援助は「公平」が原則です。「公平」とは、援助の内容が均一・平等なのではなく、**どの利用者に対しても公平に接し、ニーズに応じて公平に援助**を行うということです。

✕

解答 6 アドボカシー(権利擁護)

アドボカシーとは、**利用者の権利などの擁護活動**です。利用者を代弁し、意見を機関や施設に反映させたり、情報提供して実際の制度利用に結びつけることも含まれます。

○

解答 7 エンパワメント・アプローチ

エンパワメントとは、否定的な評価で力を奪われている人々が力を取り戻すことです。利用者が**潜在能力や可能性を発揮**し、主体的に問題解決できるよう支援します。

○

2

人間関係形成と社会福祉
援助技術の基本を押さえよう

問題

1

○○○

社会福祉援助技術とは、利用者がその人らしく生活し、よりよい生活を実現するための支援の過程をいう。



問題

2

○○○

個別援助技術(ケースワーク)とは、生活上の問題を抱えた利用者に対して、**本人に代わって問題を解決**することをいう。

問題

3

○○○

施設に入所したばかりで、まだ誰も話をしていない様子の利用者に対して、**肩に手を回すなど、身体への接触**を中心にした。



問題

4

○○○

ラポールとは、援助者が地域に出向き、面接や援助を行うことをいう。

問題

5

○○○

援助困難者に対しては、**アウトリーチ**が有効な場合が多い。

問題

6

○○○

信頼関係を形成するうえで、利用者から援助者に向ける転移も、援助者から利用者に向ける逆転移も**すべて有用に働く**。

問題

7

○○○

社会資源とは、人、物、資金のことであり、情報や法制度、諸サービスなど、**かたちのないものは含まれない**。